

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和4年 4月20日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和4年 4月20日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委 員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

欠席委員

な し

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	青 田 浩 二	議事課長	福 本 美也子
係 長	江 口 美和子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 一人一役について
- (2) その他

開会 9時30分

閉会 12時10分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会運営委員会をただ今から開催してまいります。

本日は、一人一役についてを議題といたします。その前に報告をするようにいたしておりましたので、本題に入る前にタブレットの貸し出しの件について報告をいたします。希望者の実態とか貸し出す台数、あるいはそういう等につきまして事務局から報告をさせます。

青田事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

タブレットの貸し出し希望者は5名おりました。基本的には6月定例会までということでの貸し出し希望だったんですけども、5月9日に研修会の方を予定してるんですけども、ひょっとしたらリモートになる可能性もゼロではないので、その分の台数も押さえておかないといけないので、いったん5月2日まで借用ということで、その後また調整が利けば、6月定例会までの借用ということにしております。以上で報告を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

以上で報告につきましては終わります。本題に入ります。去る1月28日の協議会におきまして、決めていただいた協議の結果を別表で事務局の方でまとめておりますので、確認を含めて局長から説明をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

それではこちらの別表の方をお願いします。上の段から説明いたします。まず、議長と副議長につきましては、現状のとおりとしております。総務厚生常任委員長と産業文教常任委員長につきましては、以前は1つの段でくくっていたんですけども、こちらの方を別々の段にということで2段に分けて表記しております。議会広報広聴常任委員長と議会運営委員長は他の常任委員長と同じ委員長職なので、新たに一人一役として追加しております。次に、長崎県後期高齢者医療広域連合議員につきましては、現在、他市町はほとんど議長で選任されており、議会を代表しての決定事項もあるので議長がふさわしいとの意見もありましたが、規約等には指定された役職がないことから、総務厚生常任委員長から1人選任し、本会議で指名推選することとしております。長与・時津環境施設組合につきましては、現在、議長副議長を含め4名を指名推選しておりますが、規約等には指定された役職がないため、総務厚生常任委員会ならびに産業文教常任委員

会から2人選任し、人数欄に委員長以外からそれぞれ2人と表記し、※で正副議長、議員2人を抹消しております。時津町も組合議員には議長、副議長は選任していないということでした。西彼中央土地開発公社理事は、規約等に議員の任命等の事項はありませんが、長与・時津町長で議長および議員1人を任命するとしているので、議長と総務厚生常任委員会から1人選任する。議長は議長職でカウントしているので、一人一役にはカウントしないので人数欄は1人とし、(※)で他に議長1人を加えております。都市計画審議委員会委員は法令により委任されているので、産業文教常任委員会から1人選任するとしております。今の都市計画審議会員も新たに追加ということになっております。それと、監査委員も新たに追加ということで、全員協議会で1人選任し、理事者へ報告するとしております。そして、議会運営委員ならびに議会広報広聴常任委員会委員は、一人一役の役職から除外するということであります。その他で、議会で選任する役職等を今まで別表一人一役の役職ということで表記をしておりましたが、表の方に一人一役の役職だけではなく他の役職も記載していることから、一人一役の役職の表記を削除することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたけども、何かお気付きの点とかご意見ございませんかね。
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

長与・時津環境施設組合議員、委員長以外からそれぞれ2人ということで2人掛ける2委員会で4人ということですかね。そういうことで理解してよい。したら、黒囲みの色付け、ここの分も全部出していけば14人になるということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

長与・時津環境施設組合につきましては、言われるとおり4人になっております。そして足した人数は今のところ14人となっております。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

長与・時津環境施設組合議員につきましては、人数欄に選任方法のような表現をしておりますので、ここは4人なら4人という表現をしたいというふうに思いますが、何かご意見ございませんかね。いいですか。

それではここの人数欄は、施設組合の方は4人ということで訂正をするように決定を

させていただきたいと思います。他にございませんかね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと素朴な質問で大変申し訳ないんですが、西彼中央土地開発公社理事とその下の都市計画審議会、これ委員会から選任してなってるんですけど、上段の委員長以外からっていうのは下の別表を見れば大体分かるので、どうかなと思うんですけど、入れなくていいのかなという判断なんですかね。一応、前回委員長とかなんとかには重複して議員にならないというふうに決めてこの別表になったと思うので、そこはどうかなあと。委員長以外から、その選任というのは入れなくていいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

選任方法について、長与・時津環境施設組合議員の選任方法についての2行目の「委員長以外から」というのを抹消して、その前に産業文教常任委員会の後に「から」というのを挿入して、整理しますと総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会からそれぞれ2人選任し、本会議で指名推選すると。こういうことにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃ、そのように決定をさせていただきます。他にないですかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この別表ですね、網掛けの部分が一人一役に該当するというのは分かるんですけども、あくまでもこの一人一役が何かというものを示す表であると思いますので、白地の副委員長とか1人とか、そこら辺はもう、議会運営委員会4人とか、ここら辺もう白地の部分を外してしまった方が分かりやすかつじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

どう思いますか、皆さん。

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらの別表が、基準の中の別表ということになっておりまして、その基準の中にこういった役職とかも入ってるんで、その選任方法ということで掲載させていただいてるんですよね。その中の一人一役ということとしているんです。これはちょっと外せないかなあと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。別にないようでしたら、私の方からちょっと2、3点問題提起をして、皆さん方のご理解いただきたいというふうに思うんですが。1つは社会福祉協議会の理事に、議会から従来ずっと議長が出席をしていただいておったんですね。現在は副議長になっていただいているんですが、よくよく調べてですね、この一人一役を決めるに当たって、その役職も一人一役に入れるべきではないかというのが1つ。その根拠は、別紙を差し上げておりますので、局長に説明をさせますので、ちょっと説明をお聞きいただきたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

まず社会福祉法人長与町社会福祉協議会役員並びに評議員選任規定をご覧ください。その表の評議員、理事及び監事の選出区分の4番の中に、学識経験者ということで町議会から1名ということで定められております。以上で説明終わりります。

○委員長（岩永政則委員）

今、説明がありましたように福祉協議会の中にこういう役員がおられるんですが、その中に学識経験者の理事ですね、第2条の理事、幹事並びに評議員の選出方法として(2)ですね、定款18条に規定する理事、ここに理事という表現がありますが、この選任方法については以下のようになりますよということで、四角で囲んだ4段目の学識経験者の町議会という表現の中に、1名ということにうたってあるわけですね。そういうことの根拠がありますので、この際、明確にするために議長がしたり、誰がしたりということにならないように、一人一役に社会福祉協議会の理事を入れたらどうかというふうに考えているところです。それからもう1つ、民生委員の推薦会のことについて、現在、議員が出席をしておるようでございますので、この点もちょっと調べましたら、別紙のようなものを確保いたしましたので局長から説明させます。

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらは長崎県民生委員・児童委員選任等事務取扱要領になっております。この中で、第3の民生委員推薦会というところをご覧ください。その中段ぐらいに（参考）改正前の民生委員法第8条第2項というのがあるんですけれども、こちら改正前の民生委員法になっております。その中で1番に市町村の議会の議員ということで示されておるんですけども、こちらの方は改正されて無くなっています。しかし、その参考の上、3段上を見ていただきたいと思うんですけども、また推薦会の委員については、改正前の民生委員第8条第2項各号に記載されている内容などを参考とし、現役の民生委員などを含め、各分野から幅広く、かつ特定の分野に偏ることなく構成されたいということで、その取扱要領の方で示されておりますので、議員を委嘱しているということになっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが分かりましたかね、皆さん。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

改正前を参考にと書かれてあって、参考とするというのが書かれてあって、改正前の8条第2項というのが示されておるんですけども、先ほどの説明の中で、1番の中の市町村議会の議員は無くなっているということで言われたんですが、条項自体が無くなっているのか、それとも1番から7番まで市町村の議会の議員から学識経験のある者まで、このうち議員だけが無くなっているのかですね。あと、そこら辺もう少し詳しく説明をしていただければと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらの条項自体が無くなっています。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩に引き続き委員会を行います。

先ほど私から提案を申し上げました長与町の社会福祉協議会の理事の1名ですね。これにつきましては福祉協議会の会長名で議長宛てに1名推薦の要請文が来ておりますのでね、従来。そういうことから、一人一役に入れたらどうかということが1つ。それから、民生委員推薦会につきましては従来、民生委員法の第8条2項の各号に1から7までのうちに1項目に市町村の議会議員ということで項目があるわけですが。これが改正によって削除されておるようですが、これを受けて県の指導として民生委員推薦会への推薦を民生委員推薦会の委員として、改正前の民生委員法第8条第2項各号に記載されている内容などを参考にして幅広く構成されたいという県の指導があるというものが1つ。これを受けて、町長から議長宛てに、推薦の依頼があっておるということから、これを根拠にして一人一役に入れるべきじゃないかということで考えておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではこの2つにつきましては追加をして、一人一役の役職として追加をしたいというふうに決定をされました。それでは、同じように続きまして、社会福祉協議会の理事の推薦については、それじゃ推薦方法ですよね。別表の右の選任方法の欄と同じような表現をせんといけませんので、これは誰が適当だと、誰をすべきだというふうに思われましょか。先ほど議長からちょっとありましたように、議長宛てに文書があつて議

長が都合が悪いということで、今副議長に議長から依頼をしてお願いして今なっていただいておるという報告もあったんですが、その以前からずっと長年、何十年も議長職をもって当てて推薦をしておられたようなんんですけども、そういうことも考えながら、どうあるべきかご検討いただきたいというふうに思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この社会福祉協議会の理事に誰が適當かというような、今、委員長の発言だったんですが、あくまでも一人一役の職種の中に入れ込んで、1人足らんわけですから、全体を見渡してどこの部分を誰かが兼ねた方がいい、例えば議長がこの分を兼ねていいんじゃないかとかっていう決め方をせんと、何でここだけで誰が適當かというような決め方というのはちょっと乱暴じゃないのかなと思うんですよ。だから、16人おる中で17職が出てきたわけですから、そのうちのどつか1つはもうこれは例えば議長が兼ねた方がいいんじゃないかとか、どつかの委員長が兼ねた方がいいんじゃないかとか、そういう決め方の方が私は正しいのかなと。もうここに限定しないですね。そういう決め方の方が正しいのかなと感じておるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

今の副委員長の発言はちょっと理解ができませんけども、この別表の役職名に長与町社会福祉協議会という表現が入りますですね。そして1名ですから、次の人数欄に1名が入るわけですね。そして、選任方法については例えば産業文教常任委員会から出すのか、総務厚生常任委員会から出すのか、あるいは議長が出すのか、この辺りの選任方法についてを協議をいただきたいと私は申し上げたつもりなんですね。そういう意味ですので、ここの選任方法を決めていきましょうねという意味ですのでね。ちょっと私の言い方も悪かったかもしれません、そういうことでございます。だから、もう1回言いますが、役職名に長与町社会福祉協議会というのが入ります。そして人数は1名ですね。そして、右の選任方法、これについて決めていただきたいということですので、どうでしょうね、皆さん。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。そうであるならば、社会福祉協議会が福祉の関係で総務厚生常任委員会で選任して、社会福祉協議会に報告ということで、よろしいんじゃないのかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

今、浦川委員からは総務厚生常任委員会の方からどうかというような提案があったんですが。先ほど私ですね、付記を補足いたしておりましたが、ずっと何十年として議長職がされてきたということも参考に申し上げたんです。そういうことも、念頭に置きながら1つ協議をいただければということを思うんです。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

委員長の発言が何かこう誘導してるみたいな感じなんで。いや参考にとかいろいろ言うけど、今まで議長がなっていたので、議長がいいんじゃないかというふうな言い方しよるみたいな感じなんで。それはもう自由に議論した方がいいんじゃないかな。だから、さっき言われたとおり、私もそうだと思う。順当にいけばですね。各一人一役というふうな形で言われるならば、もう順当にそういうふうになると思うんですけど。バランス的に産業文教もですね。ちょっと続けて発言させていただくと、仮に民生委員の推薦委員も福祉の分野ということで総務厚生からとなると、産業文教の委員になった人で、誰か役になれないという形で出てくる可能性があるんで。ちょっとバランス的に考えて、この3つをどうするかって考えた方がいいんじゃないかなと、1つ1つこう捉えていくよりですね。その中でじゃあ議長がなるべき部分もあっていいのかなと。さっき言う一人一役で2役回ってくる可能性があるという部分では、そういうふうに考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、以上です。

○委員長（岩永政則委員）

はい、他の方。

河野委員から指摘を頂きましたが、私は決して誘導はしておりませんでですね。過去の経過からいけばですね、議長職が何十年もしてきたという経過だけを報告をして。そういうことを申し上げて、そういうことも念頭に置きながら、全体的に協議をいただきたいという、そういう趣旨でございますので。誘導はしておりませんので、誤解のないようお願いします。

金子委員が手を挙げられましたですね、さっきは。もうないですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

河野委員がおっしゃられたこととほぼ同じなので、言うことはあんまりないんですが、確かに総務厚生に偏ってしまうですよね、これ所管分けっていうことになれば。だから、となるともう全体的にまた見直す必要の出てきはせんかなみたいな感じで、ちょっと捉えています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にございませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

先ほどから福祉協議会の理事の推薦の件を協議いただいておりましたが、民生委員の推薦会を含めて、これが2名ですね。そして福祉協議会が1名ですので、両方合わせて

協議をしていきたいと。その方がいいというのはございましたので、そのように協議をしていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように進めさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

今、福祉協議会の理事と民生委員の推薦会の2名のことについて議論をいたしましたが、1つは社会福祉協議会につきましては、議長職とするということとし、なぜしたのかと言いますと、社会福祉協議会は幅広い業務であって、議長職が適切だであろうということから、そういうふうに決定をしていきたいというところまで、今なりました。した方がいいということでありましたけども、この点、ご異議ありませんかね。

(「異議なし」の声あり)

そしたら、そのように決定をさせていただきまして、民生委員推薦会につきましては、休憩後にまたご議論いただくようにいたします。

10時50分まで休憩をいたします。

(休憩 10時43分～10時48分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

引き続き、民生委員推薦会につきましてご議論いただきたいというふうに思いますが。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

民生委員推薦会の委員につきましては、特定の常任委員会とか云々からは外しまして、全員協議会で選任をするということにしたらどうかということでございますけども、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい。それじゃそのように決定をさせていただきます。次に、また問題提起をもう1点させていただきたいというふうに思うんですが、長崎県後期高齢者医療広域連合議員につきましては、前回の協議では総務厚生から選任し、本会議で指名推選、任期2年ということで記載のとおり協議をいたしましたけども、この点、実際長崎県内の

町から考えると、ほとんど全員が議長から出ておるというような現実を、再度聞きました。それはそれとしてそれぞれの町が決めていけばいいんじゃないかということもあるというふうに思うんですが、長与町だけ別の者を選任して派遣をするということは、少しいかがなもんかなということを私の方も感じましてね。再度ご検討いただいた方がいいんじゃないかということで、委員長として考えておりますが。はっきり言って議長職を前の全員協議会で私も発言をしてまいりまして、全員協議会で長崎県後期高齢者医療広域連合議員は議長にするということに決定をされたわけですね。それを無視して、この議運のメンバーで改めて総務厚生から選任することを決めるというのはいかがなものかなと。全員協議会で全員の総意で決定をいただいたわけなんです。ただその議会運営委員会で決めたことは、これは全員が尊重するということにしておりますので、それはそれで尊重していただくわけなんですが、いろいろあって、それで全員協議会で改めて議長の方からみんなの意見を聞こうということで、聞かれて、それで決定をされたものをぷらっとひっくり返してこういうことが出していいのかなということを感じましてね。再度ご検討いただければと。もう一度、いろいろこうごたごたするよりは、議長職に全員協議会で決まったように、この委員会でも尊重して決めた方があんまりごたごたがないんじゃないかなという感じをしておりましたので、再度その問題提起をさせていただきたいというふうに思ったもんですから。皆さんいかがでしょうか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私の考えは、今回決めた総務厚生から選任し、本会議で指名推選でいいと思います。なぜかと言うと、広域連合の方から議長を選任してくださいということで来てるんであればまた別ですけれども、各町議会の何か会合があるということでお聞きしたので、それは申し訳ないけど個人的な理由にしかならないのかなと。もう1点が、年に1回なので、それがわざわざ議長じゃなければいけないということもないし、それと全員協議会で議長を選任するってなったときに、そしたら今副議長が総務厚生に所属してるけど、議長を総務厚生にして、副議長を産業文教にして、そしたら総務厚生の方から議長という立場でなくても総務厚生の委員として行けますよねっていう意見も全協の中であったはずなんですよね。ただ今回は、皆さん議長が出ているからということで、今回は限定のような感じで、じゃあ議長でっていうことにしたという記憶があるんですけど。そういうふうなことでなったんじゃないかなと思うんですね。今後ずっと議長じゃないといけないというのは、全協では決めていないはずなので、私はもう元に戻す、元というか、総務厚生から出すって、今までどおりに出すということに、今まで何も不具合がなかつたので、私はそれでいいと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

他にご意見ございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

過去の例で、今までいろんな役職というのが議長とか常任委員長さんに集中をあまりにもしてたので、そこを幅広くもう役を広く分かち合おうという、分担しようというのがそもそも一人一役の精神じゃないかと思うんですよね。その精神から言えば、今、なぜか後期高齢者医療広域連合議員に限って議長についていのを、ここだけを固執するのはちょっと矛盾するというふうに思うし。ですから、私はもう現状のままで、総務厚生からということでされて別に問題ないんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も、これも前回そういうふうにしようと1回議運で確認した項目であって、また議論になるのがちょっと私は不思議でならないというふうに思うんですよ。議長を推薦しようというふうになったときも、私はやっぱり一人一役の観点からやっぱりそこはすべきじゃないんじゃないかなということで意見を言わせていただいて。皆さん気が今日はというふうな形でなったんでそこ同意したんですけども。やっぱり私は元々正常っていいですか、議会から誰かを選ぶというのが元々決まってたルールなんで、ここに戻すべきだというふうに思います。他の町が議長が出てるからうちも出さないといけないという、そここそ根拠が全く無いかなというふうに思いますんで、私もお二人と同じ意見です。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

前回同じように話をして、この結果になったのかなあというような感じをしておるんですけども。もう1回決まったことですから、もうこれでそのまま。それとですね、全員が他は議長なんですかね。そこの辺りの確認はできるんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

以前お配りした資料の、去年の9月17日の分ですか。そちらの方に各町の役職はどうなってるかということでお示ししてるんですけども、その中で佐々町以外は議長ということになっておりました。その中で実際佐々町も議長が来られてるということでした。だから町については全員議長ということです。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

ただ今局長が言われましたように、町の場合は佐々町が私の代になってからはもう議長が来てるんですけど、その前までは他の人が来ていたということありますけど。今現在は町の場合は8町皆さん議長になっているようです。市に対しては、それぞれ長崎市とか何とかは1人じやなくて2人か3人か出ておられるようです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

何か申し訳ないんですね、再々。何か前回の議運で一応申し合せをしたんですが、もうそれで覆すようで申し訳なかったんですけども。その全員協議会で確認をしたということ、来ておる全町が議長が来ておるという現実から照らしたときに、もう1回再度検討いただいた方がいいんじゃないかなということで、何かもう申し訳ないなと思いながらも、今の問題提起をさせていただいておるんですね。そういうことで、皆さん方の意見を今聞いておるんですけども、全員協議会でもその確認をしたんですが、それもこっちにおいて、各町は議長が来ておるけれどもそれはもうよそはよそだと、関係ないじゃないのということではねていくということで皆さん方の意見がまとまれば、もうそれはもうそれで一応今日はそういうことになると思うんですが、問題ないですかね、皆さん。いいですか。前回決めたように、総務厚生から選任するということで動きませんかね。

副議長。

○副議長（西岡克之議員）

すみません、発言をさせていただきます。私も1回行ったことがあるんです。文教厚生委員会のときに行きましたね。ほとんど議長職の方が来ておられて、何でかって言つたら、やはり議会を代表して決定をするという部分があつて。そういう部分ではやはり議長が議長権限というのがあるので、議長職がいいんだっていう話を先輩から聞いたことがあります。当初私も一般の議員でもいいんじゃないかなと思ってたんですけども、やはりそういう議会を背負つて出てくるという形、その重さの部分ではやはり議長職が妥当であるのかなあというふうに思います。先ほど議長が言われてました慣例っていうのは、それなりの過去の歴史を踏まえて出ることなんだということで。確かに議長が言われたとおり過去のいろんな歴史があるので、できれば代表権って言つたらおかしい、そぐわないかもしれませんけども、そういう部分で議長が適任なのかなあっていうふうに。やはり他も全部出て来てるっていうのはそれなりのものがあるんですね。そこで本町だけが、こういうことを言つたらちょっとおかしいかもしないけど、何の代表権もない何の部分もない1議員が出て行ってする発言と、議長が出てする発言というのは、重みが違うと思うし、他市町村から見てもちょっと違和感があるんじゃないかなっていうふうに思います。ですから、先ほど、議長を総務に入れて議長を出したらというご意見もあったんですけど、そうすればこれ申し合わせ事項なので、全員の全協に諮つてしまわないといけないわけですよね。それより、もうここで決めれば、議長を出した方がいいというふうに決めてしまえばもうそれで私は済むんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。他にないですかね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

発言を許可します。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

先ほど議運長からお話が出ておりましたけども、今私が実際出させていただいて、気付きとしてお話もしたこともあったと思いますけど。ただ関連で後期高齢者医療広域連合議会の後にそういう会があるというの、それは言っておけば都合のよいことでありますけども。それに合わせていけばいいということも、まあその辺は解決できるのかなという思いがします。ただ、委員長がその辺まで心配していただいたということは大変嬉しく思っています。ただ、私が後期高齢者医療広域連合の会に行って気付いたのが、例えば、いろいろな議案が出てくるわけでございますけども、その議案の中でやはり議長ばかりおれば代表ですので1つの議案も当然賛成と反対はあるわけでございますけども。やっぱり議長の責任上、反対って言った、町に対してのそれだけの責任があつてされてるのかなという思いがしています。ただ、その他議長以外の議員が出てきて、議案の中で結構反対をされたときに、これはそこの町の意向なのかなあという思いがやっぱりするわけなんですね。その辺の考え方はちょっと私もどっちがいいのか分からぬのですけど、その辺も皆さんからの意見を聞きながら決めていただければいいのかなという思いはしております。終わります。ちょっと意味が分からなかったかも知れないけど。

○委員長（岩永政則委員）

議長、今言われたのは非常に意味不明のようありましたけども、単純に言えばどういうことなんですかね。

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

みんな代表で行くとですけども、ただ、議長の代表と一般の議員の代表と、いろいろな議案を判断するときに、やっぱり反対した市町の議員たちは、やっぱり代表ですので、そこの市町の意見として反対をされているのかなという思いがしてるもんで。その辺の責任というのか、どうなのかなあということで私もその辺がちょっと分からぬものですね。その辺はもう関係ないと言えば、私はもう全然今決めたとおりでいいのかなという思いがしておりますけども。皆さんの意見をちょっと聞かせていただけばという思いがしております。

○委員長（岩永政則委員）

今、議長の発言がありましたが、何か発言に対して意見ありませんか。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

前回もちょっと同じことを言わせていただいたんですけど、後期高齢者医療広域連合議会というのは、全く別個の組織なんですよね。それぞれの議会から選出されていきますけども、議会は議会としてそこで構成されてるわけですね。そこに当然提案がされて、そこに出た議員はそれに対して十分な質疑をして、判断をするというふうに任せられるわけですね。それぞれの議員は議員という立場で参加して。で、議員って何なのかと言うと、やっぱり住民の代表なんですよね。議長しかそういう判断ができないだとか、じゃあその反対した議員はその町の意向を背負ってきたかじやなくて。その中で議論されてるもののは可か否かという判断をせんばいかんわけですね。だから、何かね、確かにそれぞれの議会から選出されてる内容ですから、何かそういう雰囲気感じますけども。あそこは全く別個のところで、当然議案が出て、議案に対して審議をして、じゃあ可か否かという判断を当然せんばいかんところなんで。それが議長の判断が代表だから重要なとか、そういうとではないわけですから。前回も言いましたように、私がちょうど後期高齢者の議会が始まってから最初に長与町から出していただいて。当然、その請願をしました。請願の紹介議員としてその請願を受けたこともありますし。そういうことができるところなんですね。各町の議会の意向をもっていうふうな話をして、そういうことすらできない。いわゆる議会の権限を奪ってしまうわけですから、全くそこの根拠は全く違うと言いますか、今の論拠は全く成り立たないというのと。あと慣例っていうふうな形を言われてましたけども、長与町の慣例は議員から選出するというのが慣例だったんですよね。それはこの間、ああいう形で変わったんですけども。やっぱりそれを今回からまた元に戻すと、いわゆる慣例に沿ってやっていくという形でいくべきだというふうに思いますんで。私としては以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この後期高齢者医療広域連合議会っていうのは、長崎県内の市町で構成してるんですね。そこには上下関係というのはないんで、その市から選出されてる議員だろうが議長だろうが、町会議員だろうが、町議会議長だろうが平等な立場で臨んでると思うんですよ。そういう点で言いますと、議長だから何か特別なものだという、そういう捉え方はしない方がいいんじゃないかなと。市会議員だろうが、町会議員だろうが、議長だろうが、この場においては、後期高齢者医療広域連合議会においては平等な立場で臨んでいるというふうに考えないといけないんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

私が持ち出した問題でありまして、これは苦情を付ける問題じゃなくて、私も出席をここ2回かさせてもらって、どうなのかなっていう思いがしたもんで、皆さんの考えをお聞きしただけであって、そういうことであれば理解するところではあります。

○委員長（岩永政則委員）

いろいろこう発言もありましたが、今、山口議長はもう自分の考えを今発言されたんですが、山口だろうが、岩永であろうが、誰がなっても議長がいいということなのか、あるいは一般議員でもいいということなのかの議論をしていけばと。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

広域連合の議員につきましては、前回、総務厚生常任委員会から選出をするということでありましたけども、全員協議会での確認等考えて再度ご検討いただいたわけですが。元のとおり総務厚生常任委員会から選任するということで、再集約をしたということで今日の段階はそれでまとめさせていただきたいというふうに思うわけです。なんかちょっと確認があるそうです。

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらの表が委員会と一人一役の表になってますので、この長与町社会福祉協議会の理事っていうのは議長ということなんで、この表にはもう追加しなくてもよろしいかということと、あと民生委員推薦委員につきましては、任期は他の委員と一緒に2年ということでおよろしいですかね。以上の確認です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、以上で一人一役についての今日の段階の協議は終了したいというふうに思います。2つ入れるということが今日の主な内容でございました。そういうことで、いろいろまた期間もありますので、いろいろまた協議をそれなりの考え方も、また考えて考え方直す面も多々あろうというふうに思いますので、今日の段階はこれで終了するとして。最終はできれば12月ぐらいには、全員協議会に報告できるようなもつとこう詰めた議論も必要じゃないかという感じはしておりますので。期間が十分ありますので、来年の4月からの適用を、前回申し上げたとおり考えておりますので、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この一人一役の議論を今日ずっとした中でちょっと気になったのがですね、例えば、議員が入院したり、あるいは不幸に死亡された場合の、その役ができなくなった場合の

ケースとかですよ。もう1つ考えられるのは、新しい国の制度とか県や町の制度ができるで、その中で議会から選任してもらいたいというような、何かそういう新たな制度が、制度の変更とか新設があったとき等の対応を、何か基準の中にそういったときには例えば全員協議会で協議するとかいう一文、入れとかないと何か混乱するんじゃないかなという気もするんですが、そういう必要はないでしょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

その他の件に入りますが、議員研修等につきまして議長から申し入れがありまして、議長諮詢という形に取り扱いをいたしまして、議長の説明を求めます。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

ただ今議運長からお話がありましたように、ここ2年ほどコロナ禍の中で私たち議員視察等ももう3年までは完全にと言うように、やっぱりこう止めとったわけでござりますけども。もう今回、今状況はまん延防止とかなんとか何もありませんけども、状況に応じては議会視察を緩和したらどうかということで、議運長にお願いをしたところでございます。そして皆さんの意見を聞いて、まだまだ今結構長与町でもコロナになっている方も多いわけでございますけども、やはりもう完全に視察はできないよとしてると何も身動きもできませんので、そういったこう状況を見ながら、そういう視察等できればというふうに考えておりますけど、皆さんのご意見を聞かせていただければと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ただ今の説明がありましたけども、議員研修を開始したらどうかということなんですが、何か意見がございましたらどうぞ。何かありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議員研修って今もしていますよね、今度も来しますよね。よそに行く分ですかね。あの所管事務調査ですかね、よそに行く。必要があれば行かないとでしょうから。行くとか行かんとかじゃなくて、必要があれば行くという中で。こういうコロナの状況ですので、私はもうできれば自由参加で募って。これですね、やっぱり若くて寿命も長くて元気な人と、高齢者で病気を抱えている人とかもおるわけ、いろんな条件が違うわけですよね。そしたらやっぱり自らが心配だと思う人もおられるでしょうし、所管事務だから本来は全員が揃って行くべきなんでしょうけど、こういう時期ですので、どうなんですかね。自由参加というか、参加希望というところで募っていくべきじゃないのかなと

いう感じはしておるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

今、個人的にはそれぞれアカデミーとかいろいろな研修等には状況に合わせて行かれた方もおられますけども。私が言おうとしてるのは、意味は通じているようでございますけども、やっぱり委員会での視察を全くゼロの状態で止めておりましたので。まだまだ続いているってことは私も分かった上で言っています。行ける状況にあったときは、やはりそういう少し柔ら目にしつった方がいいのでは。もう完全にもうストップと言うよりは、しつった方がいいんじゃないかなという思いで提案をさせていただきました。それで前回もこちらの方に視察等にも来させていただきたいっていうことがありまして、やはりそのときはやっぱ私たちも今視察も行けんように完全にしておりますのでっていうことで断った例もありますので、その辺を踏まえて提案をさせていただきましたので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。もう駄目って言えば、それでもう全然私は構わないのですが。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も委員会の判断だと思う。今まででは自粛しようというふうな判断だったと思うんですけども。委員会がどうしてもやっぱり必要と思うなら。町の出張はどうなってるんですか、職員の出張も一定緩和、緩和っていう言葉が適切なのかどうか分からぬんですけど。それに準ずる形だと思うんですよね。例えば、前回までは何か行った帰りは2週間出勤ができないとかそういうのがあったと思うんですけど、今はもうそういうのがないんじゃないかなと思うんですけど。そういうふうに町の職員がされてるのならば、もう委員会の判断で、先ほど言われた体調に心配な方はもう参加を見送るというのも当然あっていいと思うんで。そういう判断でいいんじゃないでしょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

他には。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私も河野委員と一緒になんんですけど、必要とあれば行った方がいいという皆さんの判断で、そのときのコロナの状況が許してもらえるのであればもう早速でも。同じ総務の若い議員の方からも、やはり実際に見に行きたいところがあって、視察は行けないかという相談もちょっとあつたりもしたので。内容と状況によって賛成です。行っていいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

基本的には今言われた両常任委員長と同じなんですけども、非常に感染が波があるもんですから、なかなか判断が非常に難しいので、それはもうそれぞれの委員会の中で判断をしていくということでいいんじゃないかと思うのと、あとやはり基準はやっぱり今言われたように県が出来る一定の指標ですよね。どういうふうな注意をしないといけない。それとあと役場職員の対応なんかを準じる形でいいんじゃないかと思います。ただ、1点やはり浦川委員が言われたように、ご本人の持病の問題なんかもあるので、あくまでも一定事情がある場合は、そこは参加を見送る方は強制はできないかなと。例えばですね、もう1つが、例えば個人的な事情なんですけど、私の妻が高齢者の介護施設に勤めて、介護施設、高齢者の施設に勤めてる関係で非常に厳しい。外食についても、県外への移動についても非常に厳しいんですよね。そういう個々の事情もあるので、そこら辺はもうそれぞれの事情をぜひ配慮していただければ委員会として行く行かないは判断していいんじゃないかなというふうには思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

確認なんですが、議長をですね、常任委員会、各人の委員の研修、各人の研修がこの前事務局から配布をしております滋賀県とか千葉県ですね。こういうものについてはここが申し込みをして、行くようにしておるから、配っておるというふうに理解をしますよね。今議長が問題提起されたのは、各常任委員会で所管事務等を行う場合のことであるということで集約した考え方であったということを確認していいんですね。

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

はい、そのとおりです。ただですね、皆さんから意見が出ておりますので、それはもう全然もう止めましょうというのが一番優しい手段であるんですけども、でもですね、やっぱりこう前に少しあは進んでいかないといけないんじゃないかなという考えの中で提案をさせていただきましたので。いろいろな素晴らしい意見が出ましたので、それぞれ委員会の判断で、行ける状況であればしていただければなと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そもそもが所管事務調査の話ですので、議会の会期を延ばして閉会中の所管事務調査の話ですので、これは必要なら行かんばかりかんわけですよ、絶対。そういった中で、先に調査の内容も何もない中で、行くか行かんかという議論自体がちょっとおかしいって思つるんですけども、それで所管事務調査にどうしても行かないといけないというようなものが出てきたときに、その委員会のメンバーの中でそういう欠席をしたりとか、そういう人たちの意見も認めていくのかどうかというようなそういう議論すべきだと私

ちょっと思つとるんですから、行くのはですね、必要であれば絶対行かんばって思います、それは。だから、あと行くとしたときに、やっぱりもう全員、心配を抱えている人とかそういうときも絶対行かないといけないようになるのかどうか、そこら辺も含めて協議をするべきじゃないのかなあという感じでおるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

いいですね。それでは一応、今議長の提案に対しての意見をまとめると、コロナ感染状況を念頭に置かないかんということが根底にあるというふうに思うんですが、ちょっと集約を私しますので、それでいいのかですね。各委員会の、要するに各委員会の所管事務調査の件だということで、今先ほど私も確認しましたのでね、各委員会の研修については、コロナの感染状況を見ながら、委員会で判断をして実施をする方向でいくということの表現でまとめてみたらと思うんですが、いいですか。いいですか、もう1回言いますね。各委員会の研修については、コロナの感染状況を見ながら委員会で判断し、実施する方向で行くこととすると。委員会の判断でですね。いいですかね。そしたらそういうことで、集約をこの件についてはさせていただきたいと思います。

以上で議長諮問についてのですね、協議を終わらせていただきます。次回はどうしましょうかね。議題が、今のところあまりこう緊急を要する議題はないんですけどもね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

引き続き委員会を行います。

次回の会議を5月16日に行うということでいいでしょうか。議題の内容につきましては監査委員の件についてということでいきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい。それじゃそのように決定をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会全日程を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 12時10分）